財政健全化法に基づく吉見町の 「健全化判断比率等(平成22年度)」を公表 します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部が平成20年4月に施行され 町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられました。平成21年4月からは、同法が完全施行になっています。

健全化判断比率 (平成22年度決算による算定)

次の4つの比率がどのような状況かを判断する基準として、「早期健全化基準」 (黄信号)、「財政再生基準」(赤信号)が設けられています。

- 1. 実質赤字比率
 - 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 2. 連結実質赤字比率
 - 全会計を対象とした赤字比率又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- 3. 実質公債費比率
 - -般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- 4. 将来負担比率
 - 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

	吉見町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	ı	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	_	20.00%	35.00%
実質公債費比率	12.9%	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	106.0%	350.0 %	

- ※実質赤字比率、連結赤字比率は、該当がないことから「―」表示となっています。
- ・実質赤字比率では、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、 実質赤字比率の該当はありません。
- 連結実質赤字比率では、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいず れも生じておらず、連結実質赤字比率の該当はありません。
- ・実質公債費比率(H20~22の3カ年平均)は、一般会計等が負担する元利償還金などの 標準財政規模に対する比率で、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超え ると一部の起債発行が制限されます。

平成22年度の実質公債費比率は、12.9%で、元利償還金16.97%の増加、北本地区衛 生組合等の起債の償還終了などにより、単年度実質公債費比率では前年度比0.9%の増 加となりましたが、H20年度から22年度までの3カ年平均では0.5%の減少となりまし た。

前年度(H19~21) 13.4% 前々年度(H18~20) 13.0%

•将来負担比率

平成22年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額は、標準財政規模の約1.06倍です。前年度と比較して20.8%の減少となりました。

将来負担額(11,727,743千円) - 充当可能財源当(7,258,008千円)

× 100 = 106.0%

標準財政規模(4,744,611千円) - 算入公債費等(529,104千円)

上記のとおり、吉見町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要です。

また、公営企業会計の健全化判断比率である資金不足比率については、次のとおりです。

• 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準 (20%) 以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

	平成22年度決算による数値		
	下水道事業 農業集落排水事 水道事業会言特 別 会 計 業 特 別 会 計	+	
資 金 不 足 比 率			

※いずれの会計も資金不足でないことから「一」表示となっております。

上記のとおり、いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は 該当ありません。また、経営健全化計画の策定も不要です。

これらのことから、吉見町の財政状況は健全な財政運営が図られているといえます。